平成29年6月

胎内市農業委員会

総会議事録

平成 29 年 6 月 26 日

		決	裁	
会 長	局長	係 長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 平成29年6月26日(月)午後1時30分から午後1時56分
- 2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室
- 3 出席委員 (23人)

会 長: 1番: 花野 隆雄 会長代理: 2番: 南波 快和 委 員: 3番: 榎本 太 委 員: 4番: 西奈美 公平 委 員: 5番: 水澤 正明 委 員: 6番: 大沼 和雄 委 員: 7番: 松村 智 委 員: 8番: 増子 強 委 員: 9番: 榎本 喜作 委員:10番: 佐藤 陽子 委 員:11番: 白塚 幸二 委員:12番: 川上 勝之 委 員:13番: 馬場 勝 委 員:14番: 森田 謙 委 員: 委 員:16番: 志村 政美 委 員:17番: 小熊 威 委 員:18番: 南波 雅子 委 員:19番: 小泉 六助 委 員:20番: 桐生 正男 員:21番: 忠 貞夫 員:22番: 佐藤 常男 委 委 委 員:23番: 羽田野 正明 委 員:24番: 田村 信秀

- 4 欠席委員(1人) 15番: 緒形 文一
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4号の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5号の規定による許可申請について
 - 第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について
 - 第5号議案 にいがた岩船農業協同組合農地利用集積円滑化事業規定の一部改正

について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、参事:南波明、主事:飯沼健太

7 会議の概要

ただ今から、平成29年6月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は23名であり、胎内市農業委員会会議規則第6条の規定により、 会議は成立いたしました。

それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13 番馬場勝委員、14 番森田謙委員のお二人にお願いいたします。

次に日程第2、諸般の報告をいたします。

事務局報告願います。

事務局

それでは、ご報告いたします。

皆様のお手元にお配りしてございますのは、5月の総会以降の行事等の内容でございます。

5月29日、全国農業委員会会長大会が東京都の文京シビックホールで、新潟県選出 国会議員との農政懇談会が東京グランドホテルで開催され、会長が出席してございま す。

5月30日、全国農業委員会会長大会実行委員会が全国農業会議所で開催され、会長 が主席してございます。

6月7日、女性農業委員の会が新潟市の県信連ビルで開催され、南波雅子委員が出席してございます。

6月8日、寅田地区、中倉地区、中村浜地区の農地あっせん委員会を市役所2階会議室で開催し、羽田野委員、佐藤常男委員、桐生委員、小熊委員、白塚委員、水澤委員に出席していただきました。

6月14日、第15回常設審議委員会がJA新潟ビルで開催され、会長が出席してございます。

6月19日、6月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を審査していただきました。

6月20日、胎内市農業再生協議会幹事会が市役所5階和室で開催され、会長が出席 してございます。

6月22日、村松浜地区の農地あっせん委員会を市役所2階会議室で開催し、白塚委員、西奈美委員、川上委員に出席していただきました。

6月23日、新潟県農業会議通常総会が新潟市の東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。

以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。

議長

以上で諸般の報告を終わります。

次に日程第3、議事に入ります。

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。

事務局

第1号議案をご説明いたします。

議案書1ページでございます。

第1号議案は、経営の拡大のための売買が4件、譲渡し人の要望による贈与が2件、 権利を分散させるための贈与が1件の計7件であります。1番から3番までの案件に つきましては、経営の拡大のため、同一人が築地地内の畑をいずれも 10a 当たり○○○円で譲り受けるものであります。4番の案件につきましては、経営拡大のため、羽黒地内の田を 10a 当たり○○○円で売買するものであります。なお、申請地は譲受人の田と隣接しており、現況は、1 枚の田として利用されております。5 番の案件につきましては、譲渡人の要望により、地本地内の田を贈与するものであります。集落で墓地に関する調査をしたところ、以前から譲受人の使用している農地が、譲渡人の所有地であることが判明しましたが、譲渡人については、元々申請地を所有しているつもりがなかったことから、贈与することとしたものであります。6番の案件につきましては、集落の土地に関する名義人について、ほ場整備事業の換地による登記完了を機に集落で話し合った結果、その権利を分散させることとなり、譲受人に権利の二分の一を譲渡するものであります。7番の案件につきましては、譲渡人と譲受人がそれぞれに相続した2筆で1枚になっている田について、妹である譲渡人が兄である譲受人に自己所有分を贈与するものであります。

以上、第1号議案の全ての案件

につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たして おります。

以上で説明を終わります。

議長 第1号議案の事前審査結果について、8番増子強事前審査委員長から報告をお願いします。

8番 それでは、第1号議案についてご報告いたします。

去る6月19日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班委員6名及び事務局2名で事前審査会を開催いたしました。

第1号議案は、経営の拡大のための売買が4件、譲渡人の要望による贈与が2件、 権利を分散させるための贈与が1件の計7件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第1号議案については、事前審査委員長報告のとおり許可することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第1号議案については、許可することに決定いたしました。

次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第2号議案をご説明いたします。

議案書2ページをお願いします。

第2号議案については、駐車場として利用するための転用が1件、作業場及び車庫兼住宅を建設するための転用が1件、駐車場及び資材置場として利用するための転用が1件の計3件であります。1番の案件につきましては、追分地内の第3種農地を駐車場として利用するための転用であります。2番の案件につきましては、築地地内の第2種農地に作業場及び車庫兼住宅を建設するための転用であります。昭和53年に作業場を、平成6年に車庫兼住宅を建設した場所が宅地のつもりでいたところ、そこが農地であることがわかり申請するものであり、今後は再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。3番の案件につきましては、平木田地内の第1種農地を駐車場及び資材置場として利用するための転用であります。なお、申請地は、平成20年ごろから駐車場等として利用されているため、今後は再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。

以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可 条件を満たしております。

4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議長

第2号議案の事前審査結果について、8番増子強事前審査委員長から報告をお願い します。

8番

それでは、第2号議案についてご報告いたします。

第2号議案については、駐車場として利用するための転用が1件、作業場及び車庫 兼住宅を建設するための転用が1件、駐車場及び資材置場として利用するための転用 が1件の計3件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりで、1番は現地 を確認しましたが事前着工もありませんでしたし、2番、3番は事前着工されている ため現地確認は行いませんでしたが、再発防止に努めるという始末書も添付されてい ることから、1番から3番のいずれも案件も特に問題はないものとして、事前審査会 では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。

ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第2号議案については、事前審査委員長報告のとおり、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、第2号議案は許可することに決定いたしました。

次に、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案をご説明いたします。

議案書3ページをお願いします。

第3号議案については、住宅建築のための転用が2件、駐車場として利用するため の転用が1件、作業場を建設するための転用が1件、農業用資材置場兼休憩室を建設 するための転用が1件の計5件であります。1番の案件につきましては、東本町地内 の第3種農地に住宅を建設するための転用であり、売買価格は他の土地も併せて坪○ ○○○円とするものであります。2番の案件につきましては、あかね町地内の第3種 農地に住宅を建設するための転用であり、売買価格は坪○○○○円とするものであり ます。3番の案件につきましては、つつじヶ丘地内の第3種農地を駐車場として利用 するための転用であり、売買価格は坪○○○○円とするものであります。この案件は、 譲渡人が昭和 56 年 10 月 23 日付けで住宅建築のための転用を許可された事業につい て、譲受人が事業を承継するとともに、駐車場としての利用に計画変更するものであ ります。なお、資金調達の関係で当初計画の着手が遅れていたところ、隣接地の所有 者から駐車場として利用したい旨の要望があり、それに応じたため、転用目的ではな い駐車場としての利用が長期に渡ったことから、今後はこのようなことがないように する旨の始末書が添付されていることを申し添えます。4番の案件は、堀口地内の農 用地区域内の農地に農作業場を建設するための転用であり、売買価格は総額で○○○ ○円とするものであります。5番の案件は、東川内地内の農用地区域内の農地に農業 用資材置場兼休憩室を建設するための転用であり、売買価格は他の土地も併せた総額 で○○○○円とするものであります。

以上、書類による不備はなく、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可 条件を満たしております。

4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の事前審査結果について、8番増子強事前審査委員長から報告をお願いします。

8番

それでは、第3号議案についてご報告いたします。

第3号議案については、住宅建築のための転用が2件、駐車場として利用するための転用が1件、作業場を建設するための転用が1件、農業用資材置場兼休憩室を建設するための転用が1件の計5件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりで、4番は現地を確認しましたが事前着工もありませんでした。中には計画どおりに事業が実施されなかった案件もありますが、再発防止に努めるという始末書も添付されていることから、1番から5番のいずれの案件も特に問題はないものとして、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。

ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案については、事前審査委員長報告のとおり、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、第3号議案は許可することに決定いたしました。

次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

第4号議案は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

初めに第4号議案の1番と2番を審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第4号議案の1番と2番をご説明いたします。

議案書4ページをお願いします。

1 番の案件につきましては、寅田地内の田の売買でありまして、諸事情から譲渡人が早期の売買を希望し、申請地を現在も耕作している隣地の耕作者が譲り受けることとなったもので、売買価格は総額○○○円、10a 当たり○○○円であります。2 番の案件につきましては、中倉地内の田の売買でありまして、こちらも諸事情から譲渡人が早期の売買を希望し、近くの田の耕作者が譲り受けることとなったもので、売買価格は総額で○○○○円、10 a 当たり○○○○円であります。

以上、いずれの案件も、農用地を効率的に利用して耕作すると認められることなど、 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、ご提案いた しました。

以上で説明を終わります。

議長 第 4 号議案の 1 番のあっせん審査結果について、23 番羽田野正明あっせん審査委 員長から審査結果の報告をお願いいたします。

23 番 第 4 号議案の 1 番についてご報告いたします。去る 6 月 8 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、先代からの負債整理のため、一刻も早く申請地を売りたいとのことでした。買い手は、申請地を含め隣地を耕作しており効率的ですし、経営状況等も問題ありません。売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、第4号議案の2番のあっせん審査結果について、17番小熊威あっせん 審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。

17番 第4号議案の2番についてご報告いたします。去る6月8日に農業委員会会議室において、あっせん委員と売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、ほ場整備に伴う決済金の支払等のため一刻も早く申請地を売りたいとのことでした。買い手は認定農業生産法人で経営状況等も問題なく隣地を耕作しており効率的ですし、売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、第4号議案の1番と2番の事前審査結果について、8番増子強事前審査委員長から報告をお願いします。

8番 第4号議案の1番と2番について、報告いたします。

1番と2番のいずれも、譲受人が申請地の隣地を耕作していることから、効率的に作業ができ、安定した経営につながるものと期待できる上、あっせん審査会が開催されていますので問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断しましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の1番と2番について、事務局及びあっせん審査委員長並びに 事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行いま す。

ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 4 号議案の 1 番と 2 番については、事前審査委員長報告のとおり承認すること に、ご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番と2番については、承認すること に決定いたしました。

次に、第4号議案の3番を審議いたします。

なお、<u></u>
番<u></u>
委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。

(議事参与委員・退室)

議長

それでは、事務局説明願います。

事務局

第4号議案の3番の案件は、中村浜地内の畑の売買であります。譲渡人につきましては、自宅から離れていることなどから申請地の売買を希望し、近隣の農地の耕作者が譲り受けることとなったものであり、売買価格は総額で○○○円、10a当たり○○○円であります。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、ご 提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第4号議案の3番のあっせん審査結果について、5番水澤正明あっせん審査委員長から審査結果の報告をお願いいたします。

5番

第4号議案の3番についてご報告いたします。去る6月8日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にてあっせん審査会を開催しました。売り手につきましては、申請地が自宅から離れており耕作不便である等のため申請地を売りたいとのことでした。買い手は、認定農業者で経営状況等も問題なく、隣地を耕作しており効率的ですし、売買価格につきましても、売り手・買い手それぞれ合意の価格であり、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

続きまして、第4号議案の3番の事前審査結果について、8番増子強事前審査委員 長から報告をお願いします。

8番

第4号議案の3番につきまして、ご報告いたします。

3 番の案件につきましては、申請地の近隣を買い手が耕作していることから、効率

的に作業ができ、安定した経営につながるものと期待できる上、あっせん審査会が開催されていますので問題はなく、事前審査会では承認相当であると判断しましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第4号議案の3番について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審 査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質疑を行います。 ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案の3番については、事前審査委員長報告のとおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

事務局 異議なしと認めます。

それではここで、議事参与により退室した委員に、入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

議長 第4号議案の3番については、承認することに決定いたしました。

次に、第5号議案「にいがた岩船農業協同組合農地利用集積円滑化事業規定の一部改正について」を議題とします。

事務局説明願います。

事務局 第5号議案をご説明いたします。

第5号議案につきましては、にいがた岩船農業協同組合の農地利用集積円滑化事業規定の一部改正であります。先月の胎内市農業協同組合の案件でご説明いたしましたとおり、農業経営基盤強化促進法に、農地利用集積円滑化事業規定を変更しようとするときは市町村の承認を受けなければならず、市町村はその承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない旨が規定されており、この度、胎内市長から農業委員会の決定を求める依頼があったことから、皆様にお諮りするものであります。

6ページから9ページまでが変更後の事業規程の全文でありまして、10ページが新旧対照表になります。

それでは、10ページをご覧ください。改正内容につきましては、法律の改正に伴う 名称等の変更であって、表の右欄にあるアンダーラインの付された名称等が、左欄の アンダーラインの付された名称等に変わるものであります。

以上で説明を終わります。

ただ今、第5号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、 質疑を行います。ご質疑願います。

(質疑・なしの声)

議長

ご質疑ないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。第5号議案については、承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議・なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、第5号議案については、承認することに決定いたしました。

以上で、日程第3の第1号議案から第5号議案までの審議を終了いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了致しました。

これを持ちまして、平成29年6月の胎内市農業委員会総会を閉会といたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。 平成29年6月26日

議長		
13 番		
1 <i>1</i> 来		